

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫前町立古丹別小学校 令和3年（2021年）年2月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえるとともに、本校のいじめ防止基本方針に基づく学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について 法第2条に定められているいじめの定義は次のとおりです。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

学校が休みの日に、同じクラスの友達と遊んでふざけ合っているうち、嫌がっている自分の顔やポーズをスマートフォンで撮影され、その画像が友達の間でSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、子どもの感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、教育委員会やスクールカウンセラーなどを含めて判断します。）
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止等対策委員会」を組織しています。

古丹別小学校 いじめ防止 基本方針の概要

【学校における基本姿勢】

- 未然防止が重要であるため、人間関係づくりを基盤に、道德教育や人権教育、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していきます。
- 「いじめアンケート」等により積極的に認知し、早期発見に努めます。
- いじめやその疑いを認知した場合、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが解消するまで、粘り強く対応します。

いじめ防止等 対策委員会の 役割や活動等

- <構成> 校長、教頭、教務、生徒指導担当、担任、養護教諭 等
- <役割> ・いじめ防止等の取組に関する日常的な評価・検証
 - ・早期発見、早期対応に関わる具体的方針や取組の協議、決定
 - ・重大事態が発生した場合の対応～「拡大いじめ防止等対策委員会」設置
- <活動> 未然防止（いじめ未然防止プログラム）と早期発見・早期対応、人間関係づくり

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口としては、教頭が対応しています。気軽に相談願います。

古丹別小学校の「いじめ相談窓口」は、教頭です。

連絡先 0164-65-4004（学校）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

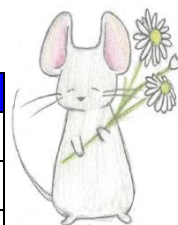
A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相 談 窓 口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
【子ども電話相談】（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	平日 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）
【教育相談電話】（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
留萌教育局【教育相談電話】（電 話）	0164-42-5717	平日 8:45～17:30



子ども相談支援
センターイメージ
キャラクター

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>